

【表紙】

【提出書類】	変更報告書No.12
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	西川 潔
【住所又は本店所在地】	東京都目黒区上目黒5丁目27番7号
【報告義務発生日】	平成24年3月13日
【提出日】	平成24年3月19日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	2
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合が1%以上減少したこと

第1 【発行者に関する事項】

発行者の名称	ngi group株式会社
証券コード	2497
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所(マザーズ市場)

第2 【提出者に関する事項】

1 【提出者(大量保有者) / 1】

(1) 【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	西川 潔
住所又は本店所在地	東京都目黒区上目黒5丁目27番7号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	昭和31年10月24日
職業	ngi group株式会社 取締役ファウンダー
勤務先名称	ngi group株式会社
勤務先住所	東京都港区北青山三丁目3番11号

【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ngi group株式会社 経営管理部 執行役 丹澤みゆき
電話番号	03-6821-0000

(2) 【保有目的】

発行会社の取締役ファウンダーであり、安定株主として保有しております。但し、後記「(6)当該株券等に関する担保契約等重要な契約」に記載のとおり、提出者はデジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社との間で平成24年2月14日付で本公開買付応募契約（後記「(6)当該株券等に関する担保契約等重要な契約」において定義されます。）を締結しております。

(3) 【重要提案行為等】

該当事項はありません。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	397,800		
新株予約権証券(株)	A 36,100		H
新株予約権付社債券(株)	B		I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 433,900	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		433,900
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I +J+K+L+M+N)	U		36,100

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成23年12月31日現在)	V	13,261,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (T / (U + V) × 100)		3.26
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		13.18

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成24年3月13日	普通株式	1,282,100	9.67%	市場外	処分	324円

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

平成24年2月15日付公告にかかるデジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による発行者の発行する普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に際して、提出者は公開買付者との間で2月14日付で本公開買付応募契約を締結しております。本公開買付応募契約の概要は以下のとおりです。

(i) 議決権の行使

提出者は、本公開買付けが成立した場合であって、平成24年6月に開催予定の当社の定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）において応募対象株式のうち本公開買付けの決済が完了したのものにつき議決権を有するときは、本定時株主総会における当該議決権の行使について公開買付者の指示に従う。

(ii) 当社の役員選任に関する協力

提出者は、本公開買付けが成立した場合、本定時株主総会において、公開買付者の指名する者を当社の取締役又は監査役に選任する旨の議案が上程されるよう、公開買付者の要請に従い、当社の取締役として必要な協力をを行う。

(iii) 本公開買付応募契約の解除（注1）

提出者は、(a)公開買付者に本公開買付応募契約に規定される表明及び保証（注2）の重大な違反が存在する場合、又は(b)公開買付者に本公開買付応募契約に定める義務（注3）の重大な違反が存在する場合には、本公開買付応募契約を解除することができる。

公開買付者は、(a)提出者に本公開買付応募契約に規定される表明及び保証（注4）の重大な違反が存在する場合、(b)提出者に本公開買付応募契約に定める義務（注5）の重大な違反が存在する場合、又は(c)本公開買付けに賛同し株主に応募を推奨する旨の当社の取締役会決議が行われず、当該取締役会決議が変更・撤回され、当該取締役会決議が行われた旨が公表されず、当該取締役会決議が変更・撤回された旨が公表され、若しくは当該取締役会決議が行われた旨を記載した意見表明報告書が当社より提出されることが確実ではないと公開買付者が合理的に判断した場合には、本公開買付応募契約を解除することができる。

（注1）提出者又は公開買付者のいずれかによって本公開買付応募契約が解除された場合であっても、提出者がその任意の裁量により本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておりません。

（注2）本公開買付応募契約において、公開買付者は、(i) 公開買付者の適法・有効な設立及び存続、(ii) 本公開買付応募契約の締結及び履行に必要な権限及び権能の存在並びに必要な手続の履践、(iii) 本公開買付応募契約の法的拘束力及び強制執行可能性、(iv) 本公開買付応募契約の締結及び履行に必要な許認可等の取得・実施・履践、(v) 本公開買付応募契約の締結及び履行の法令等との抵触の不存在、並びに(vi) 反社会的勢力との関係の不存在を表明及び保証しております。

（注3）本公開買付応募契約において、公開買付者は、秘密保持義務及び契約上の地位の譲渡等の禁止義務等を負っております。

（注4）本公開買付応募契約において、提出者は、提出者に関する事項として(i) 提出者が日本国に住所を有する自然人であること、(ii) 本公開買付応募契約の締結及び履行に必要な権利能力及び行為能力の存在、(iii) 本公開買付応募契約の法的拘束力及び強制執行可能性、(iv) 本公開買付応募契約の締結及び履行に必要な許認可等の取得・実施・履践、(v) 本公開買付応募契約の締結及び履行の法令等との抵触の不存在、(vi) 反社会的勢力との関係の不存在、並びに(vii) 当社普通株式の適法かつ有効な所有等、所有する当社株式に関する負担・制限等の不存在、潜在株式等の不存在を、また、当社グループ（当社並びにその連結子会社及び持分法適用関連会社をいいます。以下同じとします。）に関する事項として(i) 適法・有効な設立及び存続、(ii) 反社会的勢力との関係の不存在、(iii) 発行済株式の数、それらの適法かつ有効な発行、潜在株式等の不存在、当社の株式の取扱い又は経営に関する事項等に関する合意の不存在等、(iv) 有価証券報告書等の正確性、(v) 財務諸表の正確性・公正性及び簿外債務等の不存在、(vi) 後発事象の不存在、(vii) 締結する重要な契約の法的拘束力及び強制執行可能性、当該契約についての訴訟・クレーム等の不存在、競業禁止義務等の不存在、組合における追加出資義務の不存在等、(viii) 事業の遂行に必要な資産の適法かつ有効な所有等又は使用権限、当該資産の使用についての支障の不存在、(ix) 事業の遂行に必要な知的財産権の適法かつ有効な所有等又は使用権限、当該知的財産権の使用についての支障の不存在、当該知的財産権についての侵害通知等の不存在等、(x) 所有又は使用するシステム等の適切な保守等、当該システム等の使用についての支障の不存在、(xi) 労働関連の法令等の違反、未払賃金、労働紛争の不存在等、(xii) 公租公課等の適時かつ適法な支払い等、(xiii) 法令等の遵守、(xiv) 訴訟等の不存在、(xv) 提出者及びその関係者との間の契約等の不存在、(xvi) 開示情報の正確性等、及び未開示の重要事実の不存在、並びに(xvii) 本公開買付応募契約に関連する提出者のアドバイザー等への支払いに係る公開買付者又は当社グループの負担の不存在を表明及び保証しております。

（注5）本公開買付応募契約において、提出者は、上記に記載した各義務のほか、(i) 当社をして通常の業務の範囲外の行為を行わせない義務、(ii) 本公開買付けと抵触する勧誘行為等の禁止義務、(iii) 本公開買付けへの応募以外の方法による当社普通株式の第三者への処分等又は当社普通株式の取得等の禁止義務、(iv) 株主権の不行使、(v) 当社の事業との競業禁止義務・当社役職員の勧誘等禁止義務、(vi) 提出者の当社取締役在任中における忠実義務、善管注意義務及び職務専念義務、(vii) 秘密保持義務、並びに(viii) 契約上の地位の譲渡等の禁止義務を負っております。

上記契約に基づき、提出者はその保有する発行者普通株式1,282,100株を本公開買付けに応募し、本公開買付けは平成24年3月13日に成立しました。なお、応募株券については、平成24年3月19日に決済が開始されることが予定されております。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	37,644
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円) (W + X + Y)	37,644

【借入金の内訳】

該当事項はありません。

【借入先の名称等】

該当事項はありません。

2 【提出者(大量保有者) / 2】

(1) 【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	西川 こずえ
住所又は本店所在地	東京都目黒区上目黒5丁目27番7号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	昭和31年9月17日
職業	無職
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ngi group株式会社 経営管理部 執行役 丹澤みゆき
電話番号	03-6821-0000

(2) 【保有目的】

発行会社の取締役ファウンダーの配偶者であり、安定株主として保有しております。但し、後記「(6)当該株券等に関する担保契約等重要な契約」に記載のとおり、提出者はデジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社との間で平成24年2月14日付で本公開買付応募契約(後記「(6)当該株券等に関する担保契約等重要な契約」において定義されます。)を締結しております。

(3) 【重要提案行為等】

該当事項はありません。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	0		
新株予約権証券(株)	A		H
新株予約権付社債券(株)	B		I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	0	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) ($0 + P + Q - R - S$)	T		0
保有潜在株式の数 ($A + B + C + D + E + F + G + H + I$ $+ J + K + L + M + N$)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成23年12月31日現在)	V	13,261,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) ($T / (U + V) \times 100$)		0
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		1.21

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成24年3月13日	普通株式	155,000	1.17%	市場外	処分	324円

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

平成24年2月15日付公告にかかるデジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による発行者の発行する普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に際して、提出者は公開買付者との間で2月14日付で本公開買付応募契約を締結しております。本公開買付応募契約の概要は以下のとおりです。

(i) 議決権の行使

提出者は、本公開買付けが成立した場合であって、平成24年6月に開催予定の当社の定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）において応募対象株式のうち本公開買付けの決済が完了したのものにつき議決権を有するときは、本定時株主総会における当該議決権の行使について公開買付者の指示に従う。

(ii) 当社の役員選任に関する協力

提出者は、本公開買付けが成立した場合、本定時株主総会において、公開買付者の指名する者を当社の取締役又は監査役に選任する旨の議案が上程されるよう、公開買付者の要請に従い、当社の取締役として必要な協力をを行う。

(iii) 本公開買付応募契約の解除（注1）

提出者は、(a)公開買付者に本公開買付応募契約に規定される表明及び保証（注2）の重大な違反が存在する場合、又は(b)公開買付者に本公開買付応募契約に定める義務（注3）の重大な違反が存在する場合には、本公開買付応募契約を解除することができる。

公開買付者は、(a)提出者に本公開買付応募契約に規定される表明及び保証（注4）の重大な違反が存在する場合、(b)提出者に本公開買付応募契約に定める義務（注5）の重大な違反が存在する場合、又は(c)本公開買付けに賛同し株主に応募を推奨する旨の当社の取締役会決議が行われず、当該取締役会決議が変更・撤回され、当該取締役会決議が行われた旨が公表されず、当該取締役会決議が変更・撤回された旨が公表され、若しくは当該取締役会決議が行われた旨を記載した意見表明報告書が当社より提出されることが確実ではないと公開買付者が合理的に判断した場合には、本公開買付応募契約を解除することができる。

（注1）提出者又は公開買付者のいずれかによって本公開買付応募契約が解除された場合であっても、提出者がその任意の裁量により本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておられません。

（注2）本公開買付応募契約において、公開買付者は、(i)公開買付者の適法・有効な設立及び存続、(ii)本公開買付応募契約の締結及び履行に必要な権限及び権能の存在並びに必要な手続の履践、(iii)本公開買付応募契約の法的拘束力及び強制執行可能性、(iv)本公開買付応募契約の締結及び履行に必要な許認可等の取得・実施・履践、(v)本公開買付応募契約の締結及び履行の法令等との抵触の不存在、並びに(vi)反社会的勢力との関係の不存在を表明及び保証しております。

（注3）本公開買付応募契約において、公開買付者は、秘密保持義務及び契約上の地位の譲渡等の禁止義務等を負っております。

（注4）本公開買付応募契約において、提出者は、提出者に関する事項として(i)提出者が日本国に住所を有する自然人であること、(ii)本公開買付応募契約の締結及び履行に必要な権利能力及び行為能力の存在、(iii)本公開買付応募契約の法的拘束力及び強制執行可能性、(iv)本公開買付応募契約の締結及び履行に必要な許認可等の取得・実施・履践、(v)本公開買付応募契約の締結及び履行の法令等との抵触の不存在、(vi)反社会的勢力との関係の不存在、並びに(vii)当社普通株式の適法かつ有効な所有等、所有する当社株式に関する負担・制限等の不存在、潜在株式等の不存在を、また、当社グループ（当社並びにその連結子会社及び持分法適用関連会社をいいます。以下同じとします。）に関する事項として(i)適法・有効な設立及び存続、(ii)反社会的勢力との関係の不存在、(iii)発行済株式の数、それらの適法かつ有効な発行、潜在株式等の不存在、当社の株式の取扱い又は経営に関する事項等に関する合意の不存在等、(iv)有価証券報告書等の正確性、(v)財務諸表の正確性・公正性及び簿外債務等の不存在、(vi)後発事象の不存在、(vii)締結する重要な契約の法的拘束力及び強制執行可能性、当該契約についての訴訟・クレーム等の不存在、競業禁止義務等の不存在、組合における追加出資義務の不存在等、(viii)事業の遂行に必要な資産の適法かつ有効な所有等又は使用権限、当該資産の使用についての支障の不存在、(ix)事業の遂行に必要な知的財産権の適法かつ有効な所有等又は使用権限、当該知的財産権の使用についての支障の不存在、当該知的財産権についての侵害通知等の不存在等、(x)所有又は使用するシステム等の適切な保守等、当該システム等の使用についての支障の不存在、(xi)労働関連の法令等の違反、未払賃金、労働紛争の不存在等、(xii)公租公課等の適時かつ適法な支払い等、(xiii)法令等の遵守、(xiv)訴訟等の不存在、(xv)提出者及びその関係者との間の契約等の不存在、(xvi)開示情報の正確性等、及び未開示の重要事実の不存在、並びに(xvii)本公開買付応募契約に関連する提出者のアドバイザー等への支払いに係る公開買付者又は当社グループの負担の不存在を表明及び保証しております。

（注5）本公開買付け応募契約において、提出者は、上記に記載した各義務のほか、(i)当社をして通常の業務の範囲外の行為を行わせない義務、(ii)本公開買付けと抵触する勧誘行為等の禁止義務、(iii)本公開買付けへの応募以外の方法による当社普通株式の第三者への処分等又は当社普通株式の取得等の禁止義務、(iv)株主権の不行使、(v)当社の事業との競業禁止義務・当社役職員の勧誘等禁止義務、(vi)提出者の当社取締役在任中における忠実義務、善管注意義務及び職務専念義務、(vii)秘密保持義務、並びに(viii)契約上の地位の譲渡等の禁止義務を負っております。

上記契約に基づき、提出者はその保有する発行者普通株式155,000株を本公開買付けに応募し、本公開買付けは平成24年3月13日に成立しました。なお、応募株券については、平成24年3月19日に決済が開始されることが予定されております。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	0
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円) (W + X + Y)	0

【借入金の内訳】

該当事項はありません。

【借入先の名称等】

該当事項はありません。

第3 【共同保有者に関する事項】

1 【共同保有者 / 1】

(1) 【共同保有者の概要】

該当事項はありません。

(2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

該当事項はありません。

第4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 【提出者及び共同保有者】

西川 潔、西川こずえ

2 【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1) 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	397,800		
新株予約権証券(株)	A 36,100		H
新株予約権付社債券(株)	B		I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 433,900	P	Q
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O + P + Q - R - S)	T		433,900
保有潜在株式の数 (A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L + M + N)	U		36,100

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成23年12月31日現在)	V	13,261,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (T / (U + V) × 100)		3.26
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		14.39

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数)(株・口)	株券等保有割合(%)
西川 潔	433,900	3.26
西川 こずえ	0	0.00
合計	433,900	3.26